

今回のテーマ： 「リース取引税制（賃借人）」

2008年4月1日以後に締結されるリース契約から、新しいリース税制が適用されています。

「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に係る賃借人の税務上のとり扱いは、つぎのとおりです。

1. 法人税

処理（所得計算上）	資産購入処理
減価償却方法	リース期間定額法（残価保証額は、控除します。）
支払利息の留意点	受取配当金の益金不算入額の計算上、「負債利子」に算入
少額減価償却資産の適用	少額減価償却資産および一括償却資産の損金算入制度の対象外
資本的支出	リース資産に係る追加的な資本的支出は、減価償却資産とみなされ、支出時から、同リース期間終了時までリース期間定額法により償却します。
賃貸借処理をした場合の申告調整	会計上、賃貸借処理をしていても、その支払リース料が定額であれば、同金額は、税務上リース期間定額法で処理した減価償却費とみなされるため、申告調整は不要です。 （注）賃貸借処理も認められている取引 会計基準・・・1件当たりリース料総額が300万円以下 「中小企業の会計に関する指針」・・・全ての取引

2. 消費税

リース資産の引渡し時に、一括して仕入税額控除を行います。

	契約上利息相当額が明記されている	契約上利息相当額が明記されていない
資産購入処理	リース料総額から利息相当額を控除した残額の4%相当額が、仕入税額控除の対象	リース料総額の4%相当額が、仕入税額控除の対象
賃貸借処理	上記と同様、リース資産の引渡し時に一括して仕入税額控除の対象となり、期中の賃借料の支払いは不課税取引となります。	上記と同様、リース資産の引渡し時に一括して仕入税額控除の対象となり、期中の賃借料の支払いは不課税取引となります。

3. 地方税

固定資産税	従来どおり、賃貸人が支払うこととなります。
外形標準課税	ファイナンス・リース取引に該当する場合において、利息相当額が明確に区別されているときは、その支払利子は付加価値割の計算上、支払利子に含めます。

お見逃しなく！

- 賃貸借処理をしている場合は、消費税もリース料の支払い毎に分割して仕入税額控除を行っても差し支えないとの見解が国税庁から公表されました。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、税務上資産購入があったものとしてとり扱われますが、所有権の移転は無いものとされ、特別償却および圧縮記帳の対象とはなりません。